

令和6年度 児童福祉行政（保育関係）指導監査実施方針

令和6年8月26日

秋田県教育庁幼保推進課

1 指導監査の目的

指導監査は、保育の実施機関である市町村の事務執行状況及び社会福祉法人の運営状況並びに保育所の設備運営基準等の遵守状況について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・指示又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保しようとするものである。

2 指導監査の対象（秋田市及び同市に所在する法人・施設等を除く。）

- （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定により保育の実施を行う市町村
- （2）保育所を運営する社会福祉法人（市及び指導監査権限の移譲を受けた町村が所管するものを除く。）
- （3）児童福祉法第39条に規定する保育所（指導監査権限の移譲を受けた市町村が所管するものを除く。）
- （4）児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業実施施設のうち地域子ども・子育て支援事業の補助を受けている施設及び施設等利用費の対象施設
- （5）児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業実施施設のうち地域子ども・子育て支援事業の補助を受けている施設及び施設等利用費の対象施設
- （6）児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで若しくは同法第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第3項の届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第16条の届出をしていないもの又は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（児童福祉法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）（以下「認可外保育施設」という。）

3 指導監査の方針

（1）市町村に対する指導監査

市町村に対する指導監査は、事務処理体制、入所関係事務、運営費の支給等に関する事務の適正な執行について把握する。

（2）社会福祉法人に対する指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、助言、指導により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。

（3）保育所に対する指導監査

保育所に対する指導監査は、入所児童の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況についても把握する。

上記の実施に当たっては、個々の施設が歴史的沿革、立地条件、その他の事情により、それぞれ創意

工夫のもとに運営されていることに鑑み、施設自らの運営努力を勘案し、形式的、画一的指導に陥らないよう留意する。

なお、市町村による特定教育・保育施設の確認に係る指導監査及び業務管理体制の確認検査を同時に実施する等、市町村と連携し、当該施設の負担にならないよう配慮する。

(4) 認可外保育施設に対する指導監査

県が行う認可外保育施設に対する指導監査は、「認可外保育施設の運営状況について」（令和6年6月11日付け教幼保-252）により実施する。

指導監査権限の移譲を受けた市町村が行う認可外保育施設に対する指導監査は、「令和6年度認可外保育施設の運営状況の報告等について」（令和6年6月11日付け教幼保-253）に基づき実施する。

4 指導監査の実施機関と担当区域

市町村に対する指導監査、社会福祉法人に対する指導監査及び保育所に対する指導監査の実施機関と担当区域は次のとおりとする。

実施機関	担 当 区 域 等
北教育事務所	鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、小坂町、藤里町、八峰町、三種町、上小阿仁村
南教育事務所	大仙市、横手市、湯沢市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村
幼保推進課	男鹿市、潟上市、由利本荘市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、秋田市

《権限移譲の状況》

権限移譲を受けた 市町村名	権限移譲を受けた業務内容			
	公立保育所	私立保育所	認可外保育施設	社会福祉法人
1 能代市	×	×	×	—
2 横手市	●	●	●	—
3 大館市	×	×	×	—
4 男鹿市	●	●	●	—
5 湯沢市	●	●	●	—
6 鹿角市	×	×	×	—
7 由利本荘市	●	●	●	—
8 潟上市	●	●	●	—
9 大仙市	●	●	●	—
10 北秋田市	●	●	●	—
11 にかほ市	●	●	●	—
12 仙北市	●	●	●	—
13 小坂町	×	×	×	×
14 上小阿仁村	●	●	●	●
15 藤里町	●	●	●	●

16 三種町	●	●	●	●
17 八峰町	●	●	●	●
18 五城目町	●	●	●	●
19 八郎潟町	●	●	●	●
20 井川町	●	●	●	●
21 大潟村	●	●	●	●
22 美郷町	●	●	●	●
23 羽後町	●	●	●	●
24 東成瀬村	●	●	●	●

5 指導監査の方式及び回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分け、保育所に対する一般指導監査については、全分野にわたって確認する「通常監査」と分野を絞った「簡易監査」により実施する。なお、「簡易監査」は1の目的を担保しつつ監査事務を効率化するために実施する方法であることから、前回の指導監査時に文書指摘を行った施設等に対しては「通常監査」を実施することとする。

(1) 一般指導監査

ア 共通

各実施機関が策定する実施計画に基づき、実地による監査を実施する。

イ 保育所以外

(ア) 市町村に対しては原則として年1回以上、社会福祉法人に対しては原則として3年に1回実施する。ただし、特に運営に問題を有する社会福祉法人については毎年実施する。

(イ) 秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）6（1）①のただし書による別表2の基準（2）ウ及び（3）に該当する法人については4年に1回の実施とすることができるものとする。

(ウ) 一時預かり事業及び病児保育事業のうち、地域子ども・子育て支援事業の補助を受けている施設に対しては、保育所指導監査時もしくは定期的に実施し、施設等利用費の対象施設に対しては、市町村からの情報提供を受けて実施する。

ウ 保育所

(ア) 通常監査

- 対象施設のうち、3分の1程度の施設を目途に実施する。ただし、実施機関の判断により、全ての施設あるいは3分の1を超える施設に対して通常監査を実施することができるものとする。
- 事前に施設から提出される自主点検表及び指導監査資料の全般にわたって実施する。
- 指導監査時間については、おおむね3時間程度とする。

(イ) 簡易監査

- 対象施設のうち、通常監査を実施しない施設に行う。
- 事前に施設から提出される自主点検表及び指導監査資料のうち、次に掲げる特に児童の安全に関する分野※や9で定める重点事項に絞って実施する。ただし、施設において記載する自主点検表等は記載項目を限定することはせず、実施機関が確認を要すると判断した項目がある場合は確認を行う。

※ 自主点検表のうち児童の安全に関する分野

第5（2）安全計画の策定等、（7）感染症対策

第7－2（2）健康管理の状況

第8（3）粉ミルクの調乳、（4）食品衛生管理

c 指導監査時間については、おおむね2時間程度とする。

（ウ）実地によらない監査

a 次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合には、上記アにかかわらず、実地によらない監査を実施することができる。ただし、（b）に該当する場合にあつては、簡易監査を実施するものに限り、実地によらない監査を行った年度の翌年度は実地による監査を実施するものとする。

（a）天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地による検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合（「その他やむを得ない事由」については、感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、一般指導監査に従事する職員の多忙など、実施機関の事情は対象とならない。）

（b）次のいずれにも該当し、実地による監査が必ずしも必要でないと認められる場合

- ・ 対象施設が前年度の実地監査において文書指摘又は口頭指摘のいずれも受けていないなど、前年度の監査結果が良好であること。
- ・ 対象施設が設置されてから3年を経過していること。
- ・ 対象施設を管轄する実施機関において前年度における実地監査の実施率が5割以上であること。

b 実地によらない監査を行う場合は、実地による監査となるべく同様の確認ができるよう、書面確認のみではなく、ウェブ会議システム等により遠隔で施設・設備等の目視確認を行うこと（ウェブ会議システム等を使用することができない場合は、施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求めること）。その上で、実地によらない監査において疑念が生じた場合等には、速やかに実地による監査に切り替えること。

（2）特別指導監査

問題を有する市町村及び社会福祉法人並びに保育所を対象に、必要に応じて特定の事項について実施する。

6 指導監査の実施計画の策定

（1）指導監査の実施計画は、指導監査の実施機関が作成する。

北教育事務所長及び南教育事務所長は、実施要綱6（2）①の規定にかかわらず、指導監査実施計画書（様式1）をあらかじめ幼保推進課長に提出するものとする。

なお、指導監査権限の移譲を受けた市町村については、各市町村で作成した実施方針に基づいて行う指導監査の実施計画について別途報告を求めるものとする。

（2）実施計画の策定に当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査結果、こども家庭庁及び厚生労働省からの指導監査関連の「技術的な助言」及び「よるべき基準」等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意する。

（3）指導監査の実施時期については、対象施設等の諸般の事情を考慮して決定する。

（4）市町村による特定教育・保育施設の確認に係る指導監査を同時に実施する場合の時期については、市

町村と調整の上、決定する。

7 指導監査班の編成

指導監査班は、指導監査項目に関する法令及び指導方針について、十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は、原則として主査以上の職にある者とする。

8 実地による指導監査の事前準備

- (1) 指導監査の実施機関は、その対象施設等に対し、その期日やその他必要な事項を事前に通知する。また、対象施設に自主点検表等の提出を依頼する際は、電子メール等による電子データの提出を原則とする。
- (2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期する。

9 指導監査重点事項等

指導監査重点事項は別紙のとおりとする。

10 指導監査実施上の留意事項

- (1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮する。
- (2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意する。
- (3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できるだけその発生原因の究明を行うよう努める。

11 指導監査結果の措置

(1) 講評及び口頭指示

指導監査職員は指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な指示を行う。ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し、別途講評及び必要な指示を行う。

ア 文書指摘

- (ア) 法令又は通知等に違反する場合
- (イ) 利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (ウ) 度重なる口頭指導によっても是正が見られない場合

イ 口頭指摘

- (ア) 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも是正が見込まれる場合
- (イ) 過去の指摘事項に対する改善状況等を総合的に判断して、文書指摘の必要がないと認められる場合

ウ 助言

上記ア・イに該当しないが、施設運営に資するものである場合

(2) 指導監査の復命

指導監査職員は、終了後、速やかに指導監査結果の復命書を作成し、知事に提出する。

(3) 指導監査結果の検討及び措置

指導監査の実施機関は、指導監査結果について綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する指導監査の対象となった市町村、社会福祉法人、保育所が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとる。

(4) 指導監査結果の指示及び確認

ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、指導監査後1か月を目途に、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって行う。

イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を講じる。

ウ 指導監査において、繰り返し是正措置をとるよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令に基づく処分を行う。

エ 指導監査結果の指示及び確認は、別添様式2により行う。

オ 北教育事務所長及び南教育事務所長は、指導監査の実施結果を、実施要綱6(6)③の規定にかかわらず、別添様式3により幼保推進課長に報告するものとする。

カ 指導監査権限の移譲を受けた市町村については、指導監査の実施結果について別途報告を求めるものとする。

別紙

令和6年度 児童福祉行政（保育関係）指導監査の重点事項

<市町村行政指導監査事項>

- 1 市町村の事務処理体制、条例等の制定と運用の適正化
（保育料徴収条例、公立保育所・幼保連携型認定こども園の設置条例、保育に係る事務処理要領等）
- 2 要保育児童、一時預かり及び病児保育等のニーズの把握による年度途中入所及び地域子ども・子育て支援事業への取組
- 3 入所決定の事務処理状況
- 4 利用者負担額決定事務の状況（家計の主宰者、世帯階層区分の認定状況、チェック体制）
- 5 利用者が施設の選択を図られるよう、市町村、保育所等の情報提供の取組
- 6 子どものための教育・保育給付費支弁台帳の整備（毎月作成）

<社会福祉法人指導監査事項>

- 1 社会福祉法人運営の適正化（社会福祉法人制度の改革関係の実施状況）
（定款記載内容の状況、評議員会の設置状況、法人役員（理事・監事）の定数及び現員の状況、財務状況等の情報開示）
- 2 会計経理の適正化
（経理規程の遵守、入札契約等の取扱い（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号通知）等）

<保育所指導監査事項>

- 1 職員定数と現員の状況（自主点検表第3）
- 2 こどもの安全管理の状況（自主点検表第5、第7-2（2））
- 3 適切な保育・支援の実施と苦情対応の状況（自主点検表第1（11）、第7-1（4））